

地方独立行政法人筑後市立病院 第5期中期目標（案）

前文

地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）は、平成23年4月の法人化以降、その制度運用の特徴である機動性、弾力性を発揮し、効率的な経営と質の高い医療サービスを提供するとともに、地域医療支援病院や災害拠点病院、地域の中核病院である公的医療機関としての取り組みを推進してきた。

令和5年度からの第4期中期目標期間では、新型コロナウイルス感染症への対応を継続しつつ、公平性・透明性を確保した業務運営に取り組むとともに、令和6年度から時間外労働上限規制が医師に適用されることへの対応を行った。しかしながら、以前からの課題であった医師不足に対しては理事長自ら関係機関への働きかけを行うなど、最善を尽くしたものの、全国的な医師不足の状況もあり、改善するまでには至っていない。令和7年度からは、コロナ禍後の受診動向変化への対応など限りある医療資源の有効活用を図るため、許可病床数の削減を行ったが、物価高騰に伴う経費の増大など、病院経営を取り巻く課題は、より顕在化することとなった。

これらを踏まえ、令和9年度からの第5期中期目標期間においては、持続可能な医療の提供という視点に立ち、経営基盤の強化を最重要課題として早期の経営改善を図るとともに、地域医療における役割分担を踏まえた医療提供体制の構築、医療の質の向上、患者サービスの向上、保健医療機関との連携及び有事における対応力の強化を推進するものとする。

第1 第5期中期目標の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質な医療の提供

地域医療における役割分担を踏まえ、周辺医療機関との機能分担及び連携を強化するとともに、救急医療においては筑後市立病院が有する機能及び体制に応じた適切な受け入れ、必要に応じて他医療機関と連携することで効率

的な医療提供体制を構築すること。

医療提供にあたっては、医療機能評価に基づく継続的な改善を行うとともに、診療の質及び安全性の向上を図ることで、質の高い医療提供体制を確立すること。

(1) 救急医療体制の維持

地域の中核病院である公的医療機関としての役割として、地域住民に対して提供する救急医療体制を維持していくこと。

(2) 地域医療における役割分担

「福岡県地域医療構想」に基づき、八女・筑後保健医療圏における将来の機能ごとの必要病床数の他、将来の医療需要を踏まえた法人の医療提供の役割を検討し、新たな地域医療構想への対応を見据えた診療機能の最適化を図ること。

(3) 医療安全対策の徹底

患者及び市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故等に関する情報収集に努め、原因分析と迅速な対応を行うなど安全に関する意識の向上と感染制御に努めること。

2 患者サービスの向上

患者・家族、市民からの信頼や愛着を高めるため、患者満足度の調査及び分析、ニーズ把握を継続的に実施し、適切な対応・改善を行うことにより、患者満足度の向上に努めること。

3 保健機関との連携

市民の健康増進を図るため、市などの保健機関と連携・協力して各種検診における役割を担うとともに、生活習慣病の発症予防及び重症化防止に取り組むこと。

4 有事における医療提供体制の強化

災害及び新興・再興感染症の発生時においても医療提供機能を維持できるよう、平時からの体制整備及び訓練を推進し、迅速な対応への移行体制を確立することで、有事にも機能する医療体制を構築すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

業務運営の効率化及び組織体制の最適化を図るとともに、限られた人的・物的資源を有効に活用することで、安定的かつ効率的な医療提供体制の維持に資すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の構築

(1) 経営資源の最適化と収益基盤強化

医療情勢の変化に的確に対応し、適切な診療報酬請求と病床利用率の向上を推進することで、安定した収益基盤の確立を目指すこと。また、業務内容や実施体制の抜本的な見直しとコスト管理の徹底を図り、持続可能な収支構造への転換を推進すること。

【目標値】経常収支比率 100%以上

【関連指標】病床利用率

(2) 運営資金の確保と安定的な財務運用

運営資金を確保するため、在庫の最小化など、現預金の動きに直結する資金管理を通じて内部留保の底上げを図ること。また、資産の流動化による緊急的な資金手当てを行うなど、市とも連携し、一時的な決算の変動に捉われない、安定的な運営を最優先とした財務マネジメントを行うこと。

(3) 計画的な投資と分析

建物や設備の改修、医療機器の整備・更新などの投資を行う際は、その投資効果や投資後の収支への影響等を検討し、計画的に行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令遵守及びガバナンスの強化

関係法令を遵守するとともに、内部統制の適切な運用及びガバナンスの強化を図り、公平性及び透明性の高い業務運営を行うこと。

2 情報の適切な管理及び公開

個人情報の適切な管理を行うとともに、業務運営の透明性を確保するため、積極的な情報公開に努めること。

3 市との連携

市の施策や事業との連携を通じた病院機能の有効活用を図り、地域住民へのサービス提供を通じた病院へのアクセスを促進するなど、地域に必要とされる病院を目指した取り組みを市とともに検討すること。

また、新たな地域医療構想への対応に伴う法人の将来像や、経営の根幹に関わる重要事項については、専門的見地から市と緊密に協議し、設立団体としての方針を確認、共有しながら対応すること。